

令和2年第6回守山市農業委員会総会議事録

第6回守山市農業委員会総会を市役所東棟3階大会議室において招集する。

令和2年6月10日

守山市農業委員会

会長 勝見 友男

1 議事日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員指名
- (3) 提出議案

議第23号～議第25号

議第23号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて

議第24号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第25号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

報告第25号～報告第28号

報告第25号 農地法第4条第1項第8号の規定による届

出の報告について

報告第 26 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届

出の報告について

報告第 27 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出につい

て

報告第 28 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解

約通知について

2 出席委員は、次のとおりである。

1 川立 浩義

3 北野 進

4 川島 忠文

6 下村 耕

7 木村 伊太郎

8 谷口 喜久

9 園田 耕三

10 杉江 清作

11 奥野 拓男

12 寺田 英子

13 勝見 友男

3 欠席委員は、2名です。

2 番 林 善治 委員

5 番 林 清昭 委員

4 会議に出席した説明員および書記

説明員 局長 岩井 友宏

書記 主幹 寺田 篤司

書記	指導員	井上	俊明
農政課	課長	井上	敦
農政課	主査	西川	孝司

○局長

それでは、総会に入ります。

委員総数 13 名中 11 名の出席があり出席者数が過半数以上に達しておりますので、令和 2 年第 6 回守山市農業委員会総会は、成立いたしますことをご報告申し上げます。

それでは、会長が開会のご挨拶を申し上げます。

(開会 午後 1 時 55 分)

○議長

それでは、令和 2 年第 6 回守山市農業委員会総会をこれより開会します。

議事に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本総会の提出案件は、許可案件 2 件、その他案件 1 件、報告案件 4 件の合計 7 件でございます。

ご審議の程よろしくお願い致します。

また、提出案件に対しての現地確認者は、各地区の担当委員および今月の現地確認当番であります●● ●●委員

と●● ●●委員に現地確認をして頂きました。

次に、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、

11番 奥野 拓男 委員

12番 寺田 英子 委員を指名いたします。

○議長 (第7条議題の宣言)

それでは、議題に入ります。議第23号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第23号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて

以上です。

○議長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局長

ただいま議題となりました議第23号につきまして提案理由を農政課よりご説明を申し上げます。

○農政課 井上課長 (第9条議案の説明)

それでは、ただいま議題となりました議第 23 号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

農用地利用集積計画案について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、本委員会の決定を求めるものです。

【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で、議第 23 号の提案理由の説明とさせていただきます。

○議長

それでは質疑を行います。質疑はありますか。

○●番 ●● ●●委員

農地所有適格法人の○○○○○○に、たくさんの農地の利用権が設定されていますが、水稲であるにも関わらずこの時期に設定されることに違和感があります。現在、すでに水稲が植えられているはずで、その状態で賃貸借権が移行することになりますので、何か特別な事情でもあるのでしょうか。

○農政課 西川主査

これらの農地は、認定農業者である〇〇 〇〇、〇〇さん親子で耕作されています。認定農業者を個人で取得されておりますが、今後、この認定農業者を〇〇〇〇〇〇に変更していきたい旨、利用権の組み換えをされているものです。今後〇〇〇〇〇〇として認定農業者の資格を取得することになります。

今回の利用権設定は同じ方の名前になりますが、個人から法人にして農業経営を行っていくための利用権設定になります。現場の状況は「水稻」が作付けされています。

○●番 ●● ●●委員

今後とも、〇〇 〇〇さん〇〇さんが水稻を作付けされていくことに変わりはないのですね。

○農政課 西川主査

はい、そのとおりでございます。

○議 長

他に質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

個人から法人に移行するとのことですが、これからはできる限り法人に移行しないといけない印象を受けましたが。今、〇〇〇〇〇〇に移行してもらっているとの話があり

ましたが。

○農政課 井上課長

○○さんから相談がありまして、現状としてすでに法人がありましたので、そこで経営をやりたい思いがあると伺いました。今回、自らが整理され「一本化」の経営として利用権設定されたものです。

農政課としましては、法律に基づき申し出のあった者について啓蒙していくもので、特に法人を優先的とか誘導するとかは考えていません。個人の経営者や法人の経営者のそれぞれの形で集積等を図っていきたいと思っております。

○●番 ●● ●●委員

ということは、申し出者の意向でありますね。

○農政課 井上課長

はい。

○議 長

他に質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」との声有り

○議 長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件は原案のとおり計画の決定をすること

に、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議長

ご異議無しと認めます。よって、本件は原案のとおり計画の決定をすることに決しました。

○議長

農政課の職員の方、ご苦労様でした。

○農政課

ありがとうございました。

○議長 (第7条議題の宣言)

次に、議第24号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第24号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局長 (第9条議案の説明)

ただいま議題となりました議第 24 号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書の 2 ページ、位置図の 2 ページとなります。

これは、農地のままでの権利移動を行うことについての許可案件でございます。本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、2 件でございます。

1 番目の案件です。(位置図 P 2)

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 1,925 平方メートル、同じく〇〇町 〇〇 〇〇〇番 595 平方メートル、同じく〇〇〇番〇 570 平方メートルで、地目は登記・現況とも記載のとおり田で、自作地となっております。

譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。譲受人は、〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇 さん 〇〇歳で、契約内容は売買、事由は事由欄に記載のとおりです。

譲受人の経営面積は、52.4 アール、通作距離は 0.5 キロメートルです。

2 番目の案件です。(位置図 P 3)

〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番〇 237 平方メートルです。地

目は登記・現況とも記載のとおり畑で、自作地となっております。

譲渡人は、大阪府茨木市〇〇〇 〇丁目〇番〇〇ー〇〇
〇号 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。譲受人は、守山市
〇〇町〇〇〇番地〇 株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 代
表取締役 〇〇 〇〇 さんです。契約内容は売買、事由は
事由欄に記載のとおりです。

譲受人の経営面積は、117.4 アール、通作距離は 2.3 キロ
メートルです。

以上の件につきましては、農地法第3条第2項第1号の
全部効率利用要件につきましては、正当に耕作等を実施さ
れるため該当しません。また、第2号の法人要件（農地所
有適格法人以外の法人は農地取得できない）については、
1番の案件は個人であるため適用ありません。また、2番
の案件の株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇は農地所有適格法
人であるため 該当しません。第3号の信託要件についても
該当せず、第4号の農作業常時従事要件については、常時
従事であるため該当せず、第5号の下限面積（50 アール）
についても、面積要件を満たしているため該当しません。
このことから、農地法第3条第2項各号には該当しません
ので許可相当と考えます。

以上で、議第 24 号の提案理由の説明とさせていただきます。

○議長 長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員から、確認状況の報告をいただきます。

まず、1 番の案件を●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

1 番の案件の譲り渡し人の方は、年齢的には若い方ですが体調を崩されており、また、生活が苦しいとのことから、親戚の方に譲り渡すことになりましたので、問題は無いものと思います。

○議長 長

続いて、2 番の案件を●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

2 番の案件の譲り渡し人は、遠方に住まいされており当該地の在所に実家がありましたが、すでに売り渡されておりますので、畑の耕作もできない状態であります。今回、譲り受け人との売買がまとまったもので、何ら問題は無いものと思います。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議 長 (第7条議題の宣言)

次に、議第25号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第25号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 (第9条議案の説明)

ただいま議題となりました議第25号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書の3ページ、位置図は5ページからとなります。

これは転用を目的とする権利の設定・移転の案件でございます。本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は4件でございます。

1番目の案件です。(位置図P5、6)

〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 360平方メートルで、地目は登記・現況とも畑です。譲渡人は東京都〇区〇〇 〇丁目〇〇番〇号 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。譲受人は、守山市〇〇町〇〇〇番地の〇 株式会社〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 さんです。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおり相続で、契約内容は売買、事由は記載のとおり 従業員用の駐車場となっております。

立地基準の判断については、第2種農地で市街地化が見込まれる区域内的の農地で、相当数の街区を形成している区域であることから許可相当と考えます。一般基準について

も、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項に該当しないため、許可相当と考えます。

2番目の案件です。(位置図P7、8)

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番 175平方メートルで、地目は登記・現況とも畑です。

貸人は守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん
〇〇歳で、借人は同町同地番の 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。貸人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおり相続で、契約内容は使用貸借、事由は専用住宅となっています。備考欄に記載のとおり、同居の祖父の土地で、開発許可に該当します。

立地基準の判断については、第2種農地で市街地化が見込まれる区域内的の農地で、相当数の街区を形成している区域であることから許可相当と考えます。一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項に該当しないため、許可相当と考えます。

3番目の案件です。(位置図P9、10)

〇〇町 〇〇 〇〇番〇〇 282平方メートルで、地目は登記・現況とも記載のとおり畑です。

貸人は守山市〇〇町〇〇番地 〇〇 〇 さん 〇〇歳
で、借人は同町同地番の 〇 〇〇 さん 〇〇歳と、〇
〇〇 さん 〇〇歳です。貸人が、土地を取得した時期お
よび原因は記載のとおり相続で、契約内容は使用貸借、事
由は専用住宅となっています。備考欄に記載のとおり、借
人 〇 〇〇さんの父の土地で、開発許可に該当します。

立地基準の判断については、第2種農地で市街地化が見
込まれる区域内的の農地で、相当数の街区を形成している区
域であることから許可相当と考えます。一般基準について
も、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項
に該当しないため、許可相当と考えます。

4番目の案件です。(位置図P11、12)

〇〇町 〇〇 〇〇〇番 1,120平方メートルの田で、
貸人は守山市〇〇町〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇
歳と、同じく 〇〇〇番 1,101平方メートルの田で、貸
人は 〇〇町〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳
です。借人は蒲生郡〇〇町〇〇〇 〇〇〇番地 社会福祉
法人 〇〇〇〇〇 理事長 〇〇 〇 さんです。

貸人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおり
それぞれ相続で、契約内容は貸貸借、事由は地域密着型特

別養護老人ホームとなっています。備考欄に記載のとおり、開発許可に該当します。

立地基準の判断については、第2種農地で市街地化が見込まれる区域内的の農地で、相当数の街区を形成している区域であることから許可相当と考えます。一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項に該当しないため、許可相当と考えます。

以上で、議第25号の提案理由の説明とさせていただきます。

○議長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当委員から、確認状況の報告をいただきます。

まず、1番の案件を●●委員からお願いします。

○●番 ●● ●●委員

1番の案件は、譲り渡し人の方は遠方に住まいされており、相続人がいないことから手放す思いでございました。

この度、近くで会社経営されている譲り受け人が従業員の駐車場が手狭になってきたので土地を探しておられたところ話がまとまったもので、何ら問題は無いものと考えます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

続いて、2番の案件を●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

2番の案件は、隣接の宅地との一体利用でお孫さんの住宅への転用になります。前面道路の進入路の両サイドには人が通行できるスペースが確保されており、また隣地の農地にも影響はありませんので、問題は無いと思います。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

続いて、3番の案件を●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

3番の案件も、住宅の建設で既存の宅地と合わせて開発されます。奥に畑が残りブロックで区画されますが、耕作には支障が無いと思われれます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

続いて、4番の案件を●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

4番の周辺の農地は自作が少なく、○○○○○○○○に貸付されている区域になります。奥の方に若干農地が残ることになりますが、これも今後譲り受け人が事業拡大を考え

ておられますので、ゆくゆくはすべてこの事業者が賃貸借されることになりそうです。

○議 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足することはございませんか（●● ●●委員、●● ●●委員）。

○当番委員（●● ●●委員）。

先月末に、●●委員、岩井局長、寺田主幹の4人で現地を確認しました。

1番の案件は、うまくマッチングされたのではないかと思います。また、近隣の農地に影響を及ぼすことはありません。

2番の案件は、宅地との一体開発ですが農業用排水に問題はありません。

3番の案件は、奥に農地が残りますが農業用排水が遮断されることはありません。

4番の案件は、先ほど報告したとおりです。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

（第10条発言） 「無し」の声有り

○議 長 （第17条第2項簡易採決）

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件は許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

（第10条発言） 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議 長

次に、報告事項に入ります。

報告第25号から報告第28号までを、一括して書記に報告いたさせます。

○書 記

報告第25号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の報告について

2件の届出です。内容については記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

報告第 26 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の報告について

3 件の届出です。内容については記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

報告第 27 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の報告の報告について

3 件の届出です。内容については記載のとおりです。

報告第 28 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解約通知について

33 件の届出です。内容については記載のとおりです。

以上です。

○議長 長

ご苦労様でした。以上で報告を終わります。

報告ですが、何かありませんか。

===== 無しの声あり =====

○議長 長

これを持って、本日の議事日程及び本総会に付議され

た案件の審議は全て、終了いたしました。

各議案について、慎重にご審議を賜り、ここに無事終了致しましたことを、心からお礼申し上げます。

これにて、総会を閉会致します。

(閉会 午後 2 時 50 分)

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、この議事録を作成した。

令和 2 年 6 月 19 日

守山市農業委員会

会長 勝見 友男

守山市農業委員会総会会議規則第 18 条の規定により下記に署名する。

1 1 番

1 2 番